

超軽量動力機等の 安全な飛行のために



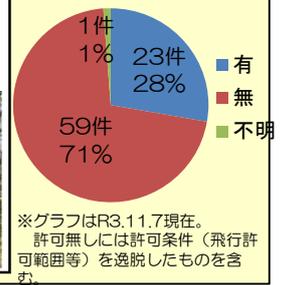
出典 運輸安全委員会 事故調査報告書

超軽量動力機等の事故の発生状況

過去から死亡事故を含め超軽量動力機等による複数の事故が発生しており、これらの中には、航空法上必要とされる許可を取得せずに飛行していたケースや、許可を受けた飛行範囲(出発地から原則として3km以内)を逸脱して飛行していたケース等も多く含まれております。

超軽量動力機等により飛行を行うときは、**航空法上必要な許可を取得**するとともに、**許可条件を遵守**して頂き安全運航に心がけて下さい。

超軽量動力機等の事故機の許可の有無(H11以降)



【事故例①】 令和2年6月9日、佐賀県で、超軽量動力機がジャンプ飛行中に墜落。機体は大破し、操縦者1名死亡。
 > 許可の有無：許可は取得していたが、同機のプロペラは型式仕様書と異なる直径のものと交換されていたことから、航空法第11条第1項ただし書の申請区分「改造」に該当するものの、改造に係る飛行許可申請はされていなかった。
 > 原因：プロペラ・ブレードが損壊し、飛散した破片の一部が左主翼に衝突し、左主翼前方結合部が分離。



出典 運輸安全委員会事故調査報告書

【事故例②】 令和3年2月20日、茨城県で、超軽量動力機が飛行中に、樹木の中へ墜落。機体は大破したが、操縦者は負傷しなかった。
 > 許可の有無：無し。
 > 原因：フラップ操作に伴う機体姿勢の変化及び速度低下に対応する操縦が適切に行われなかったことによる、失速。



出典 運輸安全委員会事故調査報告書

航空法上必要な3つの許可

※以下を守らない場合、航空法の罰則の対象となります。

① 機体

超軽量動力機等を航空の用に供するためには、機体の安全性等を確認するため、**航空法第11条第1項ただし書きの許可**を受けることが必要です。

② 操縦

超軽量動力機等を操縦するためには、操縦者の技量等を確認するため、**航空法第28条第3項の許可**を受けることが必要です。

③ 場所

超軽量動力機等を航空法で規定する飛行場以外の場所で離着陸させるためには離着陸行為の安全性等を確認するため、**航空法第79条ただし書きの許可**を受けることが必要です。

① 機体 (申請・問合せ)	② 操縦 (申請・問合せ)	③ 場所 (申請・問合せ)
<ul style="list-style-type: none"> 東京航空局 保安部運航課航空機検査官 TEL : 03-6685-8005 大阪航空局 保安部運航課航空機検査官 TEL : 06-6949-6609 	<ul style="list-style-type: none"> 東京航空局 保安部運航課検査乗員係 TEL : 03-5275-9321 大阪航空局 保安部運航課検査乗員係 TEL : 06-6949-1090 	<ul style="list-style-type: none"> 新潟県、長野県、静岡県から東の区域 東京空港事務所航空管制運航情報官 TEL : 050-3198-2865 富山県、岐阜県、愛知県から西の区域 関西空港事務所航空管制運航情報官 TEL:072-455-1330

安全確保のための注意事項ポイント(一例)

- 事前に**航空法上必要な許可**を取得し、飛行前にも自ら**申請・許可状況**を確認しましょう。
- 設計者や製造者が定めるマニュアル等に従い、**適切に組み立て点検・整備**をしましょう。
- 整備状況、気象状態、燃料搭載量、飛行範囲など**飛行前の確認を適切に実施**しましょう。
- 飛行中の**急激又は過大な操作**は禁止です。
- 出発地から3km以内の飛行範囲や、市街地上空の飛行禁止等の**許可条件は遵守**です。等

航空局HP

> 航空法上必要となる許可に関する詳細

https://www.mlit.go.jp/koku/15_bf_000115.html



運輸安全委員会HP

> 航空事故、重大インシデントの詳細

<https://jtsb.mlit.go.jp/jtsb/aircraft/>



💡 離着陸の場所を管理又は所有されている方へのお願い

- 超軽量動力機等の離着陸を目的とした**土地の貸借契約、使用の承諾等**をしている者に対し、航空法上必要な許可の取得がなされているか許可書の提示を求める等、**許可取得の状況の確認についてご協力**をお願いします。
- 許可書の提示がない**、又は、**飛行範囲の逸脱**や**粗暴な操縦等**を見かけた場合、**航空法違反のおそれ**がある超軽量動力機等の運航を知り得た場合などには、下記のとおり**国土交通省航空局まで情報提供**をお願いします。